

再生資源集団回収の手引き

集団回収をすすめるために

吹田市環境部

令和7年5月30日作成

はじめに

私達のくらしの中でごみの問題は切り離すことのできないものです。

最近では、家庭から排出されるごみの量は減少傾向にありますが、ごみの中には、紙、金属、ガラスびん、布切れなど分別すれば資源として有効利用することができるものが含まれています。これらを資源として分別することでごみを大きく減らすことができ、限りある資源を節約することは、環境を守ることにもつながります。

吹田市では、ごみ減量、省資源、省エネルギーに大きな効果がある再生資源の集団回収を実施している自治会、子供会などの登録団体に対して、昭和 55 年度から報償金を交付しています。

Ⅰ 集団回収のメリット

回収業者にとって

- ◎計画的に大量に回収できる。
- ◎回収コストが安くつく。

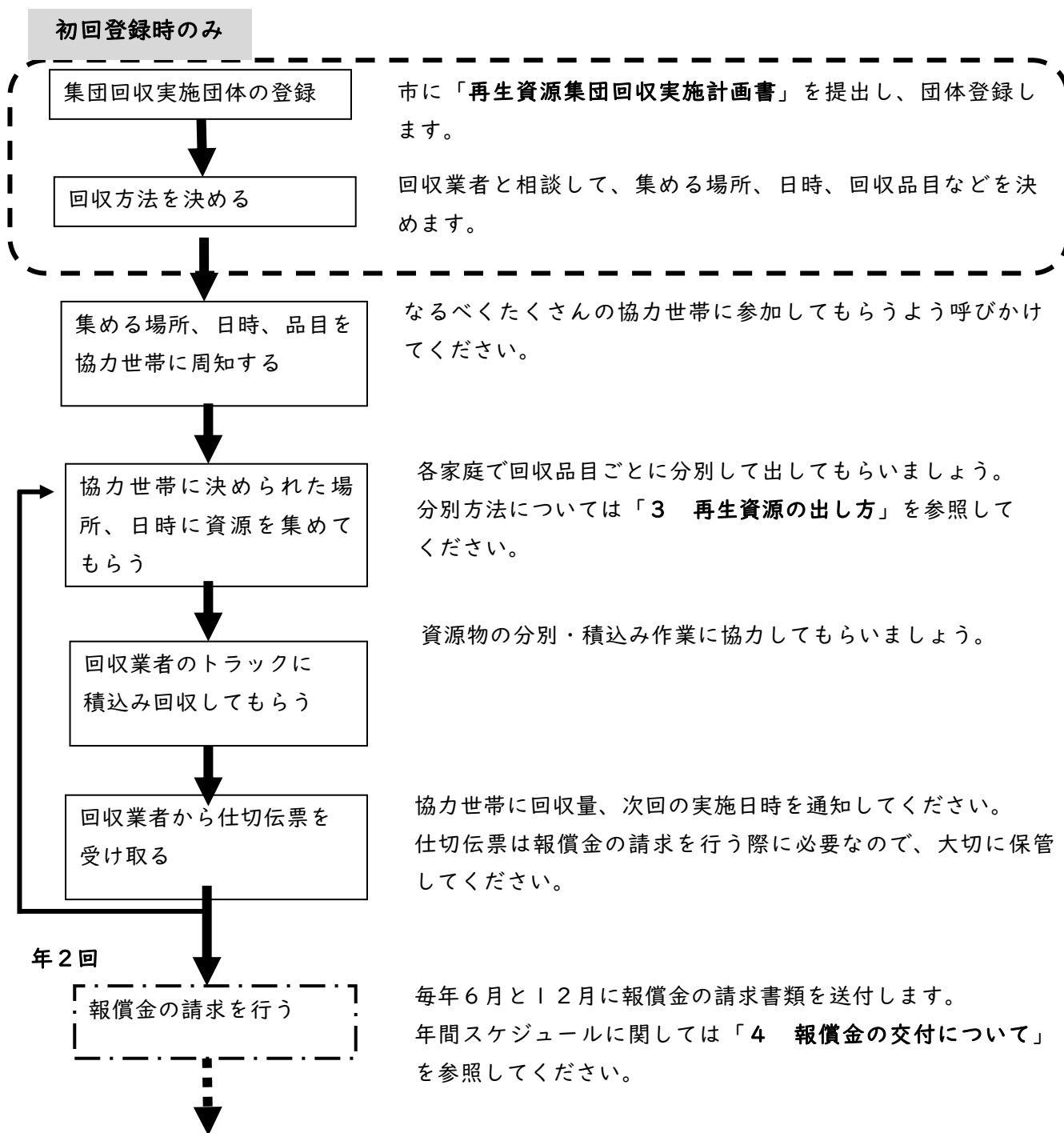
地域住民にとって

- ◎地域住民のコミュニティーの一環として有価物を回収し、報償金を地域住民のために有効に使うことができる。
- ◎地域住民の連帯が得られ、ごみ問題について認識と関心が得られる。
- ◎決まった日に回収があるので、家庭での整理もしやすくなる。

吹田市にとって

- ◎ごみの減量になり、埋め立て処分地の延命につながる。
- ◎ごみを減量することにより収集、運搬、焼却、処分の手間と経費を軽減できる。
- ◎資源化することにより、地球温暖化等に伴う環境への影響を軽減できる。

2 集団回収の流れ



注意事項

- ・ 団体の代表者等が変わりましたら、必要書類を環境政策室に提出してください。
必要書類については、「5 登録団体変更等にかかる提出書類について」を参照ください。
- ・ 報償金の申請の際に回収業者が発行する仕切伝票が必要です。仕切伝票を紛失しないように保管してください。
- ・ 仕切伝票を紛失された場合は再発行が必要になりますので、速やかに回収業者に連絡してください。
- ・ 2年以上報償金の支給申請がない場合は、団体の登録を取り消すことがあります。

3 再生資源の出し方

集団回収に出される際は次の表のとおりに分類して出してください。

品 目	例	分別方法	備 考
新聞紙	新聞紙 (折込チラシ含む)	ヒモで十字に束ねる	ポリ袋、ナイロン袋、ビニール袋、油紙、ろう引き加工品、セロハン紙などは、取り除くこと
雑誌・雑紙	週刊誌、月刊誌 単行本		
	お菓子、ティッシュの外箱、メモ用紙等	紙袋等に入れる	油紙、レシートなどの感熱紙、セロハン紙などは、取り除くこと
ダンボール	宅配用の箱、家電用の箱など全ての段ボール類	ヒモで十字に束ねる	ガムテープや送り状は取り除くこと
古布	古着や端切れ布	ビニール袋に入れる	
アルミ缶	飲料用アルミ缶		スチール缶は出さないでください

※上記は基本的な出し方です。回収業者によって、分別方法や出し方が異なる場合があります。

※集団回収の分別方法や排出方法が分からないときは回収業者に御相談ください

※市ホームページに分別啓発用のチラシがありますので、御活用ください。

4 報償金の交付について

再生資源集団回収を実施している団体に、回収重量に7円を乗じた額を報償金として交付しています。(例) 回収重量 100 kg×7円＝報償金 700 円

再生資源集団回収実施団体の登録をしている団体に6月と12月に再生資源集団回収報償金支給申請書を送付します。

～再生資源集団回収報償金交付スケジュール～

上期(1月～6月分)

6月上旬 実施登録団体に再生資源集団回収報償金支給申請書を送付

7月中旬 報償金支給申請書提出締切

9月上旬 報償金の支払

下期(7月～12月分)

12月上旬 実施登録団体に再生資源集団回収報償金支給申請書を送付

1月中旬 報償金支給申請書提出締切

3月上旬 報償金の支払

5 登録団体変更等にかかる提出書類について

下記の場合は、各届出書を環境政策室まで提出してください。

- ①再生資源集団回収の品目を変更するとき：「再生資源集団回収品目変更届」
- ②登録団体の代表者が変わる場合や、団体名を変更するとき（子供会から自治会へ引き継ぐ等）：「再生資源集団回収実施登録団体情報変更届」
- ③再生資源集団回収をやめるとき：「再生資源集団回収実施団体登録廃止届」

6 活動中の災害について

自治会・子供会として集団回収を実施中に事故によるケガ等が発生した場合は下記へ御相談ください。

- ・自治会
市民部 市民自治推進室 電話 06-6384-1327
- ・子供会
地域教育部 青少年室 電話 06-6816-9890

集団回収について分からないことなどがありましたら下記連絡先へお問合せください。

〈連絡先〉

吹田市役所 環境部 環境政策室 232 番窓口

電話 06-6384-1702

F A X 06-6368-9900

メール k_genryo@city.suita.osaka.jp